

(総務委員会)

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第二号)(衆議院送付)

## 要旨

本件は、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、日本放送協会の平成二十三年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一、収支予算

一般勘定の事業収入は六千九百二十六億円、事業支出は六千八百八十六億円で、事業収支差金は四十億円となる。この事業収支差金は、全額を債務償還に充当する。

### 二、事業計画

平成二十三年度は、三か年経営計画の最終年度として、テレビジョン放送の完全デジタル化に向けた万全な対策の実施、放送の自主自律の堅持、公平・公正で信頼できる情報や多様で質の高い番組の提供、幅広い視聴者の期待にこたえる番組や地域放送の充実、二波に再編する衛星波と地上波を合わせたテレビジョン放送四波の個性を發揮したサービスの実施、様々なメディアを通じての豊かで多様な情報の提供、国

際放送による日本とアジアの情報発信の強化、受信料の公平負担に向けた取組強化と制度への理解促進、効率的な契約収納活動の推進、視聴者からの信頼を高めるための組織改革、構造改革の推進による効率的な業務運営等に取り組むとしている。

### 三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額七千二百三十六億円、事業経費、建設経費、放送債券の償還等による出金総額七千二百六十四億円をもって施行する。

### 四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等については、受信料収入の増加と事業支出の伸びの抑制により三年ぶりの黒字予算を編成しており、また、テレビ放送の完全デジタル化への取組を徹底するものとなっているなど、妥当なものと認められる旨の意見が付されている。